

兵庫県議会基本条例

(平成24年3月23日条例第26号)

最終改正：令和2年3月26日条例第20号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の役割、運営等（第3条－第9条）
- 第3章 議員の責務、役割等（第10条－第16条）
- 第4章 県民と議会との関係（第17条－第19条）
- 第5章 知事等と議会との関係（第20条－第23条）
- 第6章 他の地方公共団体の議会との関係（第24条）
- 第7章 議会改革の推進（第25条）
- 第8章 議会事務局等（第26条・第27条）
- 第9章 雜則（第28条・第29条）

附則

兵庫県は、かつての摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の5つの国から成り立ち、気候風土も異なり、それぞれがすばらしい歴史と文化を誇るこれらの地域が切磋琢磨しながら今日の雄県兵庫を形成してきた。

兵庫県議会は、明治12年の開設以来、この多彩な地域に暮らす県民を代表する合議制の機関として、長い歴史と伝統に培われた円滑な議事運営により、その機能を最大限発揮した活動を行うとともに、時代の変化に即した議会改革にも鋭意取り組んできた。

近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、平成22年には関西広域連合が発足するなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、議会と知事がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割も増大している。

このため、議会の機能の充実強化を図り、議会と知事がそれぞれの責務を果たし均衡を保つことによって、県政を公正かつ効率的に遂行することが求められるなど、議会への期待は一層高まっている。

その一方で、議会が果たしている重要な役割やその活動が住民に十分に伝わっているとは言えず、議会への不信や無関心を招いているとの指摘もあり、本県議会としてもこれを真摯に受け止め、これまで以上に県民への情報発信に努め、県民の信頼と期待にこたえていかなければならない。

そのためにも、本県議会は、その果たすべき責務や役割を改めて県民に明らかにし、これまでの改革の取組や成果を確かなものとしてこれを更に発展させていく必要がある。

ここに、本県議会は、県民から選ばれた代表としてその責任を自覚するとともに、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、県民の負託に全力を挙げてこたえていくことを決意し、本県議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、兵庫県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにし、議会の役割及び運営原則、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び役割等議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、県民を代表し、県の意思決定を担う議事機関として、多様な県民の意思の調整を図り県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮することにより、眞の地方自治の確立を目指すものとする。

第2章 議会の役割、運営等

(議会の役割)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議決により県の意思決定を行うこと。
- (2) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題、審議等の内容について、県民に説明を行うこと。

(議長の役割)

第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たすものとする。

2 議長は、議会活動の状況、県政の課題に対する議会の方向性等について、広く県民に明らかにする役割を担うものとする。

(議会の運営原則)

第5条 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により活発な議論が行われるよう努めなければならない。
- 3 議会は、質問等の論点を明確にし、県民に分かりやすいものとするよう努めなければならない。
- 4 議会は、議決責任を深く認識し、県民に開かれた透明性の高い運営に努めなければならない。

(委員会)

- 第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、その専門性を生かし、議案等の審査のみならず所管事務の調査を積極的に行うとともに、閉会中の継続審査の有効活用等により県政の課題に対応して機動的に開催するものとする。
- 2 委員会の委員長は、委員会の設置目的に応じた機能が十分に発揮されるよう、その運営に努めるものとする。

(調査機関等の設置)

- 第7条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する審査又は調査のための機関を置くことができる。

(定数及び選挙区)

- 第8条 議員の定数及び選挙区は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に発揮できるようこれを定める。

(大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の対応)

- 第9条 議会は、県内において県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある大規模災害その他の緊急事態が発生した場合で、議会としての対応が必要と認められるときは、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。
- 2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

第3章 議員の責務、役割等

(議員の責務)

- 第10条 議員は、選挙により選出された県民の代表として、その負託にこたえるため、地域の課題のみならず、広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会の構成員として、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の役割)

- 第11条 議員は、前条の責務を果たすため、主に次に掲げる役割を担うものとする。
- (1) 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「会議等」という。)に出席し、審議、審査等を行うこと。
 - (2) 県政の課題について、必要な情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うこと。

(3) 県民の意思を県政に反映させるため、これを的確に把握するとともに、県政の課題及び実情について県民に説明を行うこと。

(議員の能力向上等)

第12条 議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、研修及び研究に積極的に取り組むなど、不断の自己研さん努めるものとする。

2 本会議及び委員会における質問等は、県の行政事務について知事等の見解を求める重要な権利であることから、議員はその責任を自覚し、内容の充実に努めるものとする。

(政治倫理)

第13条 議員は、県民の負託を受けた代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

(議員報酬)

第14条 議員の議員報酬は、その責務及び役割に見合うものとなるようこれを定める。

(会派)

第15条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題に関して会派内及び会派相互間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。

3 会派は、県政の課題に関する情報収集、調査及び研究並びに政策の立案及び提言を行うほか、研修等の実施により所属する議員の議会活動を支援するよう努めるものとする。

(政務活動費)

第16条 政務活動費は、議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するため、これを交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けたものは、政務活動費を交付の目的に沿って適正に使用するとともに、その使途を明らかにしなければならない。

第4章 県民と議会との関係

(県民参加の推進)

第17条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるため、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 公聴会及び参考人の制度を活用すること。

(2) 請願及び陳情が提出されたときは、これらを県民による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。

(3) 県政の課題について、必要に応じ県民の意見を聴く機会を設けること。

(広報の充実)

第18条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。

(会議等の公開等)

第19条 議会は、その意思決定に至る過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する会派等の賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、議会活動に係る情報の公開及び提供に努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

(知事との関係の基本原則)

第20条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する機関として、執行権を有する知事との権能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保ちながら、自らの機能を最大限に發揮するよう努めなければならない。

(監視及び評価)

第21条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。

(政策の立案及び提言)

第22条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

(議会の資料要求等)

第23条 議会は、知事が予算を調製したとき又は知事等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、知事等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。この場合において、知事等は、これらに適切に対応するよう努めるものとする。

第6章 他の地方公共団体の議会との関係

第24条 議会は、その機能を強化し、議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に連携を図るよう努めるものとする。

第7章 議会改革の推進

第25条 議会は、地方分権の進展等、議会を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、自らの改革に継続的に取り組むとともに、その取組の状況について定期的な検証を行うものとする。

第8章 議会事務局等

(議会事務局)

第26条 議会は、知事等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員を適正に配置するよう努めるとともに、職員の専門的能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

第9章 雜則

(他の条例との関係)

第28条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第29条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月17日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日〔平成25年3月1日〕から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。